令和四年度前期特定計量器定期検査日程

対象となる特定計量器（非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二号）第二十九条第一号又は第五号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり）	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関	皮革面積計
	令和四年四月二十日（水）	午前十時から午後三時まで	甲州市大和ふるさと会館	甲州市のうち旧勝沼町及び旧大和村	一般社団法人山梨県計量協会	令和四年六月十六日から令和五年三月三十一日まで（山梨県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）
	令和四年四月二十一日（木）	同	甲州市勝沼市民会館	同	同	令和四年六月十六日から令和五年三月三十一日までの間で、個別に県が指定する日
	令和四年四月二十二日（金）	同	同	同	同	同
	令和四年四月二十五日（月）	同	同	同	同	午前九時から午後四時まで（山梨県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）
	令和四年四月二十六日（火）	同	同	同	同	同
	令和四年四月二十七日（水）	同	同	同	同	同
	令和四年四月二十八日（木）	同	同	同	同	同
	令和四年五月九日（月）	同	笛吹市役所春日居支所	笛吹市	同	同
	令和四年五月十日（火）	同	笛吹市役所市民窓口館	同	同	同
	令和四年五月十二日（木）	同	笛吹市役所旧境川支所駐車場	同	同	同
	令和四年五月十三日（金）	同	笛吹市役所八代支所	同	同	同
	令和四年五月十七日（火）	同	笛吹市役所御坂支所	同	同	同
	令和四年五月十九日（木）	同	同	同	同	同
	令和四年五月二十日（金）	同	同	同	同	同
	令和四年五月二十三日（月）	同	笛吹市役所一宮支所	同	同	同
	令和四年五月二十四日（火）	同	同	同	同	同
	令和四年五月二十五日（水）	同	同	同	同	同
	令和四年五月二十七日（金）	午前十時半から正午まで	笛吹市芦川ふるさと総合センター	同	同	同
	令和四年五月三十日（月）	午前十時から午後三時まで	中央市役所豊富支所	中央市のうち旧豊富村	同	同
	令和四年五月三十一日（火）	午前十時半から午後三時まで	南部町活性化センター	南部町	同	同
	令和四年六月二日（木）	午後一時から午後三時まで	早川町役場	早川町	同	同
	令和四年六月六日（月）	午前十時から午後三時まで	富士川町民会館	富士川町	同	同
特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）	令和四年六月七日（火）	同	同	同	同	同
	令和四年六月九日（木）	午前十時から午後二時まで	身延町下部地区公民館	身延町	同	同
	令和四年六月十日（金）	同	身延町役場身延支所	同	同	同
	令和四年六月十三日（月）	同	身延町役場本庁舎	同	同	同
	令和四年六月十四日（火）	午前十時から午後三時まで	山梨市役所牧丘支所	山梨市のうち旧三富村及び旧牧丘町	同	同
	令和四年六月十五日（水）	同	同	同	同	同
個別に県が指定する場所（令和四年六月十五日までに検査を受けなかった場合に限る。）	令和四年六月十六日から令和五年三月三十一日までの間で、個別に県が指定する日	同	同	同	同	同
今期検査を実施する区域全般	令和四年六月十六日から令和五年三月三十一日まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	同	同	同	同
甲府市を除く県下全域	令和四年六月十六日から令和五年三月三十一日まで（山梨県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	同	同	山梨県計量検定所	同

備考　検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。